



パートナーシップ宣誓制度の導入について

1 趣 旨

パートナーシップを形成しようとする方々が宣誓を行い、その宣誓を市が証明する「パートナーシップ宣誓制度」を導入します。この制度は、婚姻制度とは異なり、法律上の効力が生じるものではなく、利用できるサービスは少ないですが、性的マイノリティの方の生きづらさの軽減を図るとともに、市民や事業者に性的マイノリティなどに対する理解を広げ、お互いの人権を尊重しながら共生できる社会の実現を目指すものです。

2 事業内容

事前予約後、予約日に二人で必要書類を持参の上、パートナーシップ宣誓をします。その後、約1週間程度で宣誓証明書及び宣誓証明カードを発行します。

(1) 宣誓の要件

- ア 双方が成年に達していること（満18歳以上）。
- イ 双方が本市に住所を有していること又は一方が本市に住所を有し、他方が3か月以内に市内への転入を予定していること。
- ウ 双方に配偶者（事実婚の関係にある者を含む。）がいないこと。
- エ 双方が他の者とパートナーシップの関係にないこと。
- オ 互いに近親者（民法の規定により婚姻をすることができない者の関係）でないこと。

※なお、上記イ～エに該当しなくなった場合、返還届の提出と併せて、宣誓証明書及び宣誓証明カードを返還いただきます。

(2) 啓発方法

チラシを作成し、市内公共施設及び事業所に配布します。

3 予算措置

パートナーシップ宣誓制度啓発事業 47千円

問合せ	市民福祉部 女性・子ども課 担当：小倉（おぐら） 052-603-2211、0562-33-1111（内線 682）
-----	--